

付議案第 63 号

福岡市教育委員会職員証規程の廃止案

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 12 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和 6 年 12 月 31 日をもって職員証が廃止されることに伴い、福岡市教育委員会職員証規程を廃止する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員証規程の廃止

福岡市教育委員会職員証規程（平成 11 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）は、令和 6 年 12 月 31 日をもって廃止する。

○福岡市教育委員会職員証規程

平成11年8月5日
教育委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市教育委員会の職員であることを証する職員証について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第2条 この規程において、職員とは、福岡市教育委員会の任命に係る職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する者(臨時に任用された職員及び任期を定めて採用された職員(助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び学校栄養職員に限る。)を除く。)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(平成20教訓令1・全改、平成29教訓令6・令和2教訓令3・令和5教訓令2・一部改正)

(交付)

第3条 職員に対しては、職員証(別記様式)を発行する。ただし、市の他の機関からの転任により職員となった者又は市の他の機関を退職した後引き続き福岡市教育委員会に再任用(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をいう。以下同じ。)されて職員となった者が、当該機関が発行した別記様式と同様の職員証を有するときは、当該職員証をこの規程に基づいて発行したものとみなす。

(平成13教訓令1・平成29教訓令13・令和5教訓令2・一部改正)

(改ざん等の禁止)

第4条 職員は、職員証を改ざんし、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は不正な目的で使用してはならない。

(平成29教訓令13・一部改正)

(携帯)

第5条 職員は、職員証を常に携帯しなければならない。

(再交付)

第6条 職員は、職員証を紛失し、又は著しく損傷したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

(返還)

第7条 職員は、退職し、又は市の他の機関に転任したときは、直ちに職員証を返還しなければならない。ただし、職員が、退職した後引き続き福岡市教育委員会に再任用されたとき又は市の他の機関に転任した場合若しくは退職した後引き続き市の他の機関に再任用された場合であって、当該機関において、この規程に基づいて発行した職員証を転任後又は再任用後は当該機関が発行したものとみなすこととされているときは、この限りでない。

(平成13教訓令1・一部改正)

(有効期間)

第8条 職員証の有効期間は、発行の日から7年以内で教育長が定める期間とする。

(平成15教訓令2・平成18教訓令1・一部改正)

制定文 抄

平成11年9月1日から施行する。

改正文(平成13年3月29日教訓令第1号)抄

平成13年4月1日から施行する。

改正文(平成15年3月31日教訓令第2号)抄

平成15年9月1日から施行する。

改正文(平成15年8月28日教訓令第6号)抄
平成15年9月1日から施行する。

改正文(平成18年3月30日教訓令第1号)抄
平成18年4月1日から施行する。

改正文(平成19年3月29日教訓令第2号)抄
平成19年4月1日から施行する。

改正文(平成20年3月31日教訓令第1号)抄
平成20年4月1日から施行する。

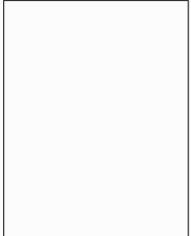
改正文(平成29年3月30日教訓令第6号)抄
平成29年4月1日から施行する。

改正文(平成29年12月28日教訓令第13号)抄
平成30年1月1日から施行する。

改正文(令和2年3月30日教訓令第3号)抄
令和2年4月1日から施行する。

改正文(令和5年3月30日教訓令第2号)抄
令和5年4月1日から施行する。

様式

	福岡市職員証
有効期限	年 月 日
福岡市	
	

教職第 763 号
令和 6 年 3 月 28 日

各所属長 様
各学校長 様
各共同学校事務室長 様

職員部職員課長
職員部教職員第 1 課長

福岡市職員名札の標準様式の一部改正及び職員証の廃止について（通知）

職員の名札については、「福岡市教育委員会職員の名札規程」に基づき、教育長が定める標準様式に従い、職員証と名札を一体化した形で使用いただいているが、職員のプライバシー保護の観点から、令和 6 年 4 月 1 日をもって名札の標準様式を変更いたします。

また、職員証については、現行の有効期限である令和 6 年 12 月 31 日をもって廃止いたします。

つきましては、標準様式の一部改正及び職員証の廃止について所属職員へ周知していただきとともに、その取扱いに遗漏のないよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 改正の目的

職員のプライバシー保護の観点から、フルネーム及び顔写真を掲載した名札の表記を改めるもの。

2 変更内容

- (1) 名札の表記は、原則、所属及び姓のみの記載とする。
- (2) 名札のデザイン（ロゴの使用や背景等）については、各所属で自由に定めることを可能とする。

3 具体的な取扱い

- (1) 各所属において、総務企画局長が定める標準様式に従い、当該所属で使用する名札の様式を定める。
- (2) 標準様式に定められた項目（局区室名・所属名、姓）以外のデザイン（ロゴの使用や背景等）については、各所属において自由に定めることを可能とする。
※ 各局区室等でのデザインの統一可。

4 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

※ ただし、職員証を廃止する令和 6 年 12 月 31 日までは、現行の名札を使用しても構いません。

5 職員証について

名札の標準様式の一部変更により、職員証を名札として利用することがなくなることから、現行の職員証の有効期限である令和6年12月31日をもって職員証を廃止する。

※ なお、全庁OAへの職員認証等については、有効期限を過ぎた後も、職員証を「認証用カード（仮称）」として継続して使用するため、引き続き、適切に保管してください。

6 添付資料

- (1) 福岡市職員名札の標準様式について（令和6年4月1日改正）
- (2) 名札台紙の標準様式（令和6年4月1日改正）

【問い合わせ先】

- ① 教育委員会事務局職員、高等学校事務室職員、
学校用務員、調理業務員に関すること
職員部職員課 担当：甲斐田、中石
電話：711-4609（内線：3521）
- ② ①以外に関すること
職員部教職員第1課 担当：西尾、寺脇
電話：711-4612（内線：3662）

福岡市職員名札の標準様式について

福岡市職員名札規程（昭和44年福岡市達甲第11号）第3条第2項に基づき、総務企画局長が定める名札の標準様式は以下のとおりとする。

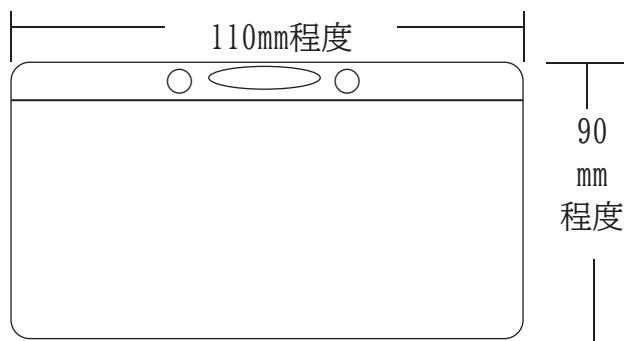
1 定 義

「名札」とは、カードホルダー、台紙及び留め具の総体をいう。

2 標準様式

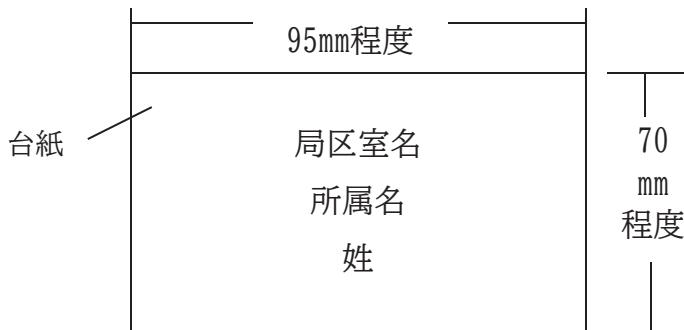
(1) カードホルダー

- ① 規格は横110mm×縦90mm程度とする。
- ② 台紙の横長が収まるもので、取替えが安易な形状のものとする。
- ③ 材質は軟質（ソフトタイプ）PP製又は同様のもので透明とする。



(2) 台紙

- ① 台紙の規格は横95mm×縦70mm程度とする。
- ② 台紙及び文字の色は、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- ③ 台紙には、局区室名・所属名及び姓を表示する。
- ④ それぞれの文字の大きさは以下を目安とする。
 - ア 局区室名及び所属名は24ポイント
 - イ 姓は30ポイント



(3) 留め具

クリップ又はネックストラップ両用型とする。

3 適 用

令和6年4月1日から適用する。

ただし、令和6年12月31日までは、従前の標準様式の使用を認める。

(標準様式①)

局区室名

所属名

姓

(記載例)



総務企画局

人事課

福岡



●字のサイズ(目安)

- ・所属名:24P
- ・姓名:30P

●台紙及び文字の色:ユニバーサルデザインに配慮したもの

●シンボルマーク等の表示可

※カードホルダーに合わせて台紙の大きさを調整してください。



(標準様式②)

局区室名 所属名

姓



(記載例)



総務企画局 人事課

福 岡



●字のサイズ(目安)

- ・所属名:24P
- ・姓名:30P

●台紙及び文字の色:ユニバーサルデザインに配慮したもの

●シンボルマーク等の表示可

※カードホルダーに合わせて台紙の大きさを調整してください。



 <p>局区室名</p> <p>所属名</p> <p>姓</p>	<p>(作成例)</p>  <p>総務企画局</p> <p>人事課</p> <p>福岡</p>
 <p>局区室名</p> <p>所属名</p> <p>姓</p>	<p>●字のサイズ(目安) ・所属名:24P ・姓名:30P ●台紙及び文字の色:ユニバーサルデザインに配慮したもの ●シンボルマーク等の表示可 ※カードホルダーに合わせて台紙の大きさを調整してください。</p>   <p>事課</p>
 <p>局区室名</p> <p>所属名</p> <p>姓</p>	  <p>総務企画局</p> <p>人事課</p> <p>福岡</p>  
 <p>局区室名</p> <p>所属名</p> <p>姓</p>	 <p>総務企画局</p> <p>人事課</p> <p>福岡</p>  